

公益財団法人びわ湖芸術文化財団
滋賀県立文化産業交流会館
制作助手募集要項

1. 職 種 制作助手
2. 勤 務 内 容 各種文化芸術事業(主に音楽公演)の制作・実施にかかる事務および運営補助
3. 勤 務 地 滋賀県立文化産業交流会館(米原市下多良二丁目137番地)
4. 採用予定人員 1名
5. 募 集 要 件 ①学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した者(同等者を含む)。なお、上記2に関する実務経験を有する者が望ましい。
- ②パソコンソフト(ワード、エクセル等)を使用し、文書作成、計算処理、簡単なチラシ作成等の作業ができること。
- ③自動車の運転ができること(AT可)。
6. 雇 用 期 間 採用決定日から令和9年3月31日まで(勤務開始日は相談のうえ決定)
(雇用期間の更新の可能性あり。)
7. 選 考 日 時 随時
(持参するもの)
- ① 市販の履歴書 1通 ※必要事項の記入および写真(最近6か月以内に撮影したもの。上半身・無帽)が貼付されたもの。
- ② ハローワーク紹介状 1通
8. 選 考 場 所 滋賀県立文化産業交流会館(米原市下多良二丁目137番地)
9. 選 考 方 法 面接試験
10. 応 募 方 法 最寄りのハローワークを通じてエントリーすること。
(折り返し、面接の日時を連絡する)
11. 勤 務 時 間 ・月10日 80時間以内
・1日の勤務時間(9:00～17:00)は、7時間(休憩60分)以内
※催事により就業時間を超過する場合あり。
12. 休 日 定休日は月曜日(月曜日が休日の場合は翌日以降の休日でない日)および12月29日から1月3日まで
13. 年次有給休暇 労働基準法第39条に定めるところによる。
14. 給 料 等 ・ 基本給(時給)1,300円
※月額参考:時給@1,300円、月10日(70時間)勤務 月額 91,000円
・ 当財団の規定に準じて、以下の手当を支給
通勤手当(徒歩での通勤距離片道2km以上の場合)
15. 加 入 保 険 等 労災保険
16. 応募できない者 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
・ 成年被後見人または被保佐人

[問い合わせ先・応募先]

〒521-0016 米原市下多良二丁目137番地

公益財団法人びわ湖芸術文化財団

滋賀県立文化産業交流会館

担当 : 山元

(TEL) 0749-52-5111 (FAX) 0749-52-5119